

図書館と法

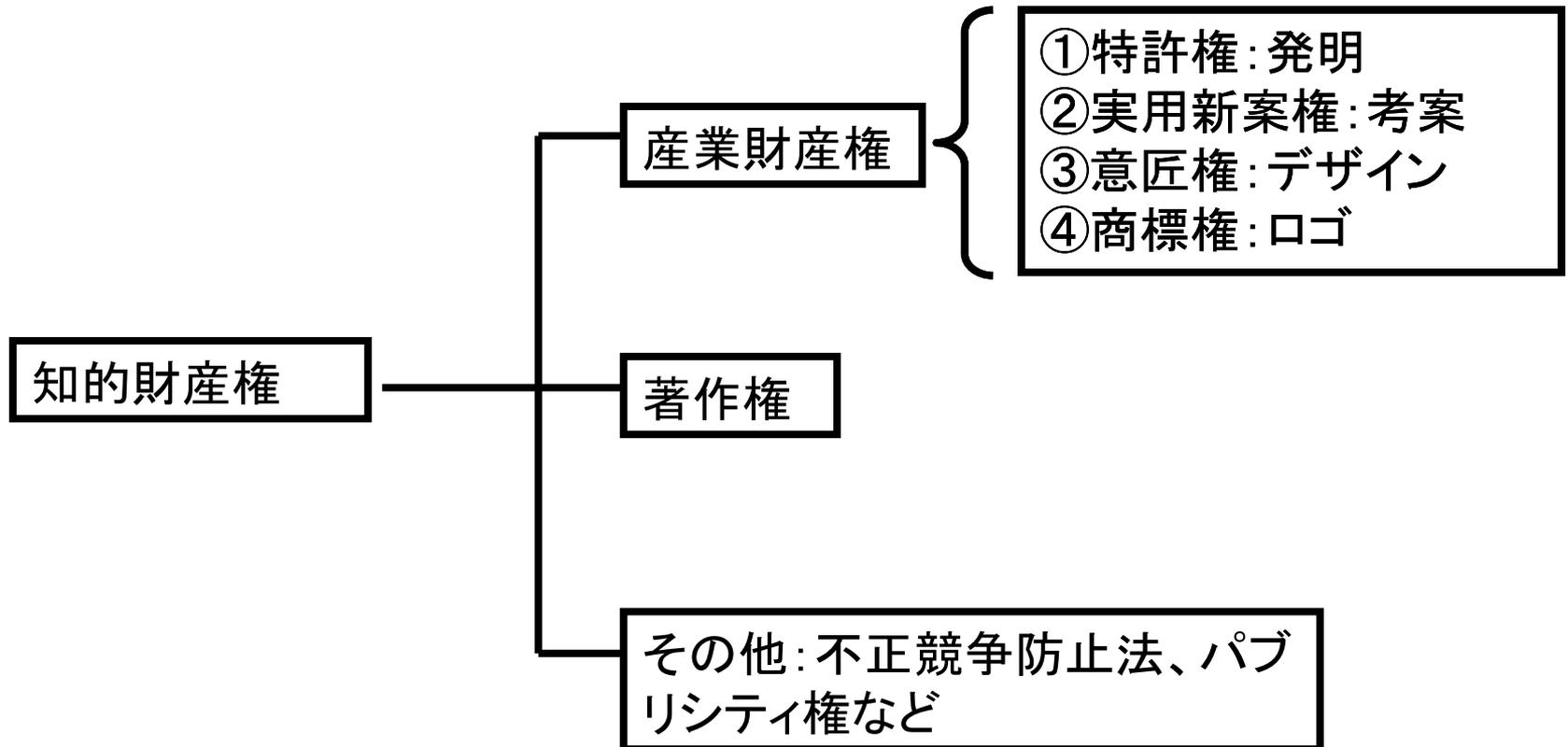
筑波大学 図書館情報メディア系
准教授 石井夏生利

講義内容

- 1 著作権法の基礎知識
- 2 著作権に関する個別問題・トピック
- 3 プライバシー・個人情報保護

1 著作権の基礎知識

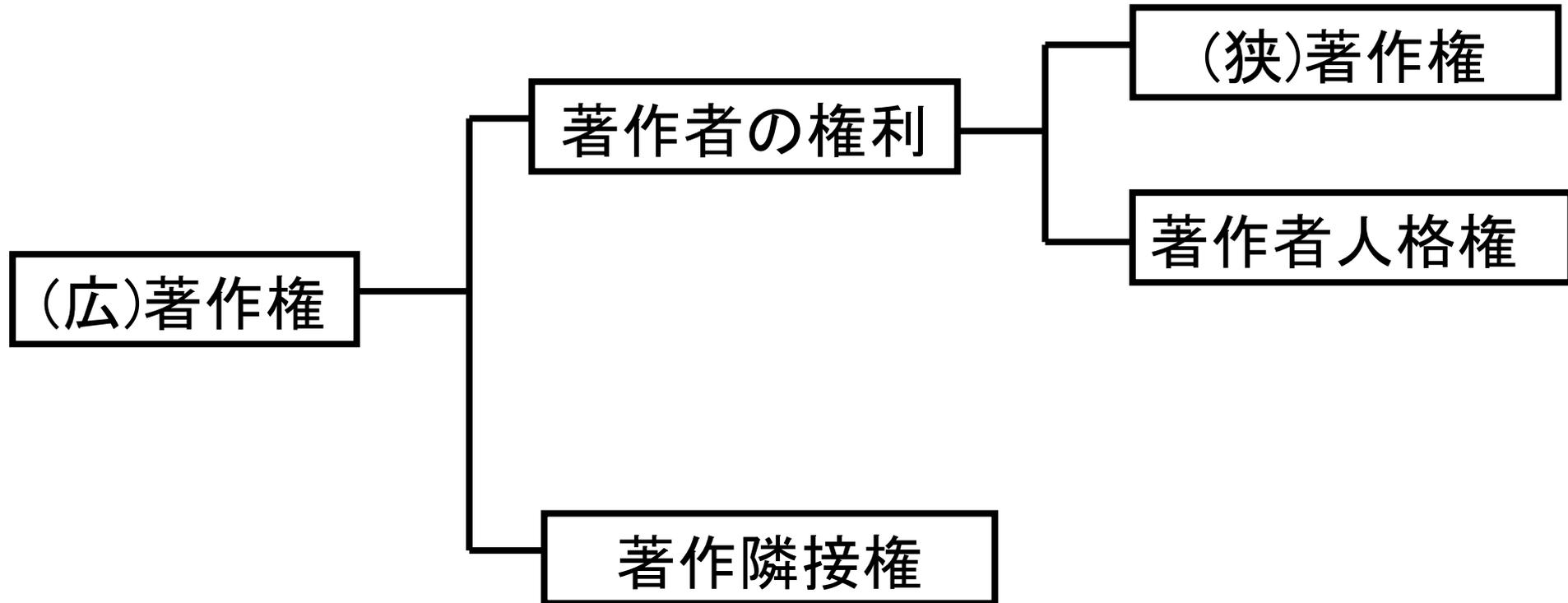
知的財産権の分類



著作権法の目的

第1条「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」

著作権法の分類



著作権は作れば発生＝無方式主義(第17条2項)

著作物とは

- 思想又は感情
- 創作性
- 表現
- 文芸、学術、美術又は音楽の範囲

要件：
第2条1項一号

- ・ 一般の著作物(小説、楽曲、絵画等)
- ・ 二次的著作物
- ・ 編集著作物
- ・ データベースの著作物

種類：
第10条1項
第11条、第12条

4つの要件

思想又は感情	人間の頭で考えたもの、又は、喜怒哀楽、感情が込められたもの。 「スカイツリーの高さは634メートル」といった単なるデータは除外。
創作的	著作者の個性が認められればよい。 タイトルやスローガン等、短すぎて創作性の発揮できないものは除外。 他人の作品の模倣品は除外。
表現	文字、絵画、彫刻など形のあるものに表現すること。 アイデアや着想は除く。
文芸、学術、美術 又は音楽の範囲	文化的な所産であればよい。 工業製品やありふれたものは除外。

著作物の種類①(第10条1項に例示)

原著作物(オリジナル)

言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踊又は無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など(美術工芸品も含む)
建築の著作物	芸術的な建造物(設計図は図形の著作物)
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

著作物の種類②(第11条～第12条の2)

二次的著作物	原著作物を翻訳、編曲、変形、翻案(映画化など)し作成したもの
編集著作物	百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集など
データベースの著作物	編集著作物のうち、コンピュータで検索できるもの

CRIC「著作権Q&A」(<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html>)より

法律上著作物から外されるもの(第13条)

- 憲法そのほかの法令(地方公共団体の条例、規則も含む。)
- 国や地方公共団体又は独立行政法人の告示、訓令、通達など
- 裁判所の判決、決定、命令など
- 上記3つの翻訳物や編集物で国や地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

著作権の種類(第21条以下に限定列挙)

複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に再製する権利(第21条)
上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする権利(第22条)
上映権	著作物を公に上映する権利(第22条の2)
公衆送信権・伝達権	著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝達する権利(第23条)
口述権	著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える権利(第24条)
展示権	美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利(第25条)
頒布権	映画の著作物の複製物を頒布(販売・貸与など)する権利(第26条)
譲渡権	映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利(第26条の2)
貸与権	映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利(第26条の3)
翻訳権・翻案権など	著作物を翻訳、編曲、変形、翻案する権利(二次的著作物を創作することに及ぶ権利)(第27条)
二次的著作物の利用権	自分の著作物を原作品とする二次的著作物を利用することについて、二次的著作物の著作権者が持つものと同じ権利(第28条)

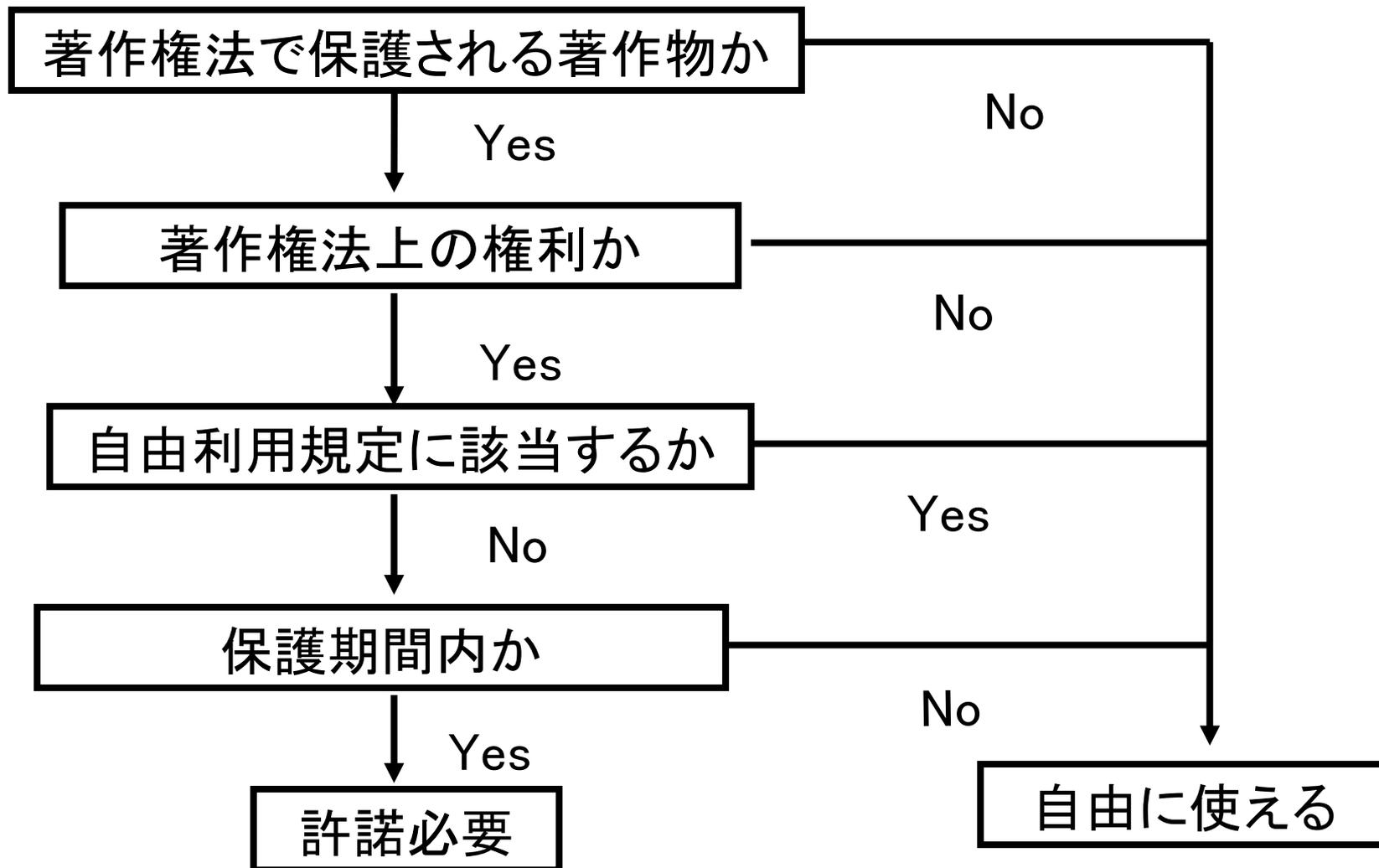
著作者人格権の種類

公表権(第18条)	自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利。
氏名表示権(第19条)	自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば、実名か変名かを決めることができる権利。
同一性保持権(第20条)	自分の著作物の内容又は題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利。

著作権情報センター「はじめての著作権講座」より(<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html>)。

一身専属的権利

著作物の利用に関するフロー



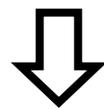
自由利用(権利制限): 第30条～第49条

- 私的使用
- 付随対象著作物
- 検討・試験のための利用
- 図書館等における複製等
- 引用
- 教育のための利用
- 障害者のための利用
- 営利を目的としない上映等
- 報道のための利用
- 司法・情報公開のための利用
- 放送事業者等による一時的固定
- 美術の著作物等の原作品による利用
- 情報機器の円滑な利用のための制限

著作者人格権には影響しない(第50条)。

私的使用

- 第30条1項「著作権の目的となつている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。(括弧内省略)」



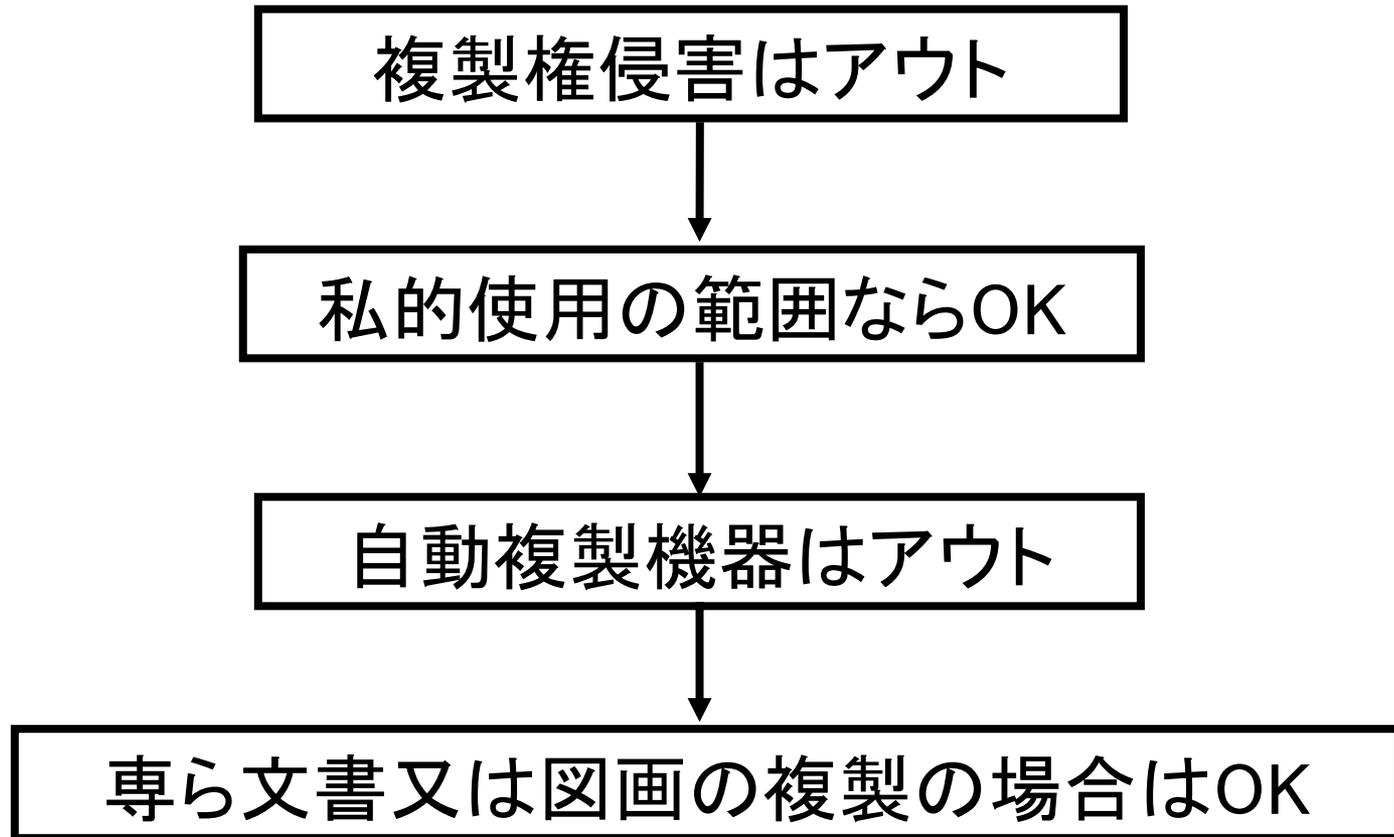
第43条1号(翻訳、編曲、変形
又は翻案も可)

- ✓ 「閉鎖的かつ零細な使用」と説明
- ✓ 小規模な同好会やサークルの範囲であればOK(解釈は分かれる)
- ✓ 補助者を自己の手足として使う場合もOK
- ✓ 企業内での著作物配布は×

私的使用目的であっても許されない複製 (第30条1項一～三号)

- 公衆に使用させるために設置した自動複製機器を用いる場合
 - － ダビング業者でのダビングなど
- 技術的保護手段を解除・除去することで可能になった複製
 - － コピープロテクションの解除。暗号方式も保護対象に。
- 違法なネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製
 - － ファイル共有ソフトなどを用いたDLも侵害。刑事罰も2012年に新設。

自動複製機器を用いた複製：例外の例外



(自動複製機器についての経過措置)

附則第5条の2 著作権法第30条第1項第一号及び第119条第2項第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。

図書館等における複製(調査研究目的)

- 要件1 「図書館等」であること。
- 要件2 複写の主体が図書館であること。
- 要件3 営利を目的としないこと。
- 要件4 図書館等の図書、記録その他の資料を用いること。
- 要件5 利用者の求めに応じた複製であること。
- 要件6 調査研究の用に供する目的であること。
- 要件7 公表された著作物であること。
- 要件8 著作物の一部分の複製であること。
- 要件8-2 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部

一般的な図書は、以下の表の例のように運用しています。雑誌・新聞については、[3-2. 雑誌や新聞を複写できる範囲](#)をご覧ください。

資料の種類	複写できる範囲
単行本	著作物全体の半分まで。
短編集・論文集・分担執筆など	それぞれの作品・論文・執筆箇所の半分まで。
博士論文	1冊が1つの論文で構成されている場合には半分まで。 なお、複数冊で構成されている場合には、それぞれの冊子の半分まで。
規格	国内・海外にかかわらず、国が制定した規格本文は全部複写可。それ以外の規格の本文は半分まで。 日本規格協会作成の翻訳文、解説等はそれぞれの半分まで。
地図	1枚ものの地図の場合は、その1枚の半分まで。 地図帳の場合、1つの地図の半分まで(1ページ以下の地図は複写不可)。 ただし、国土地理院が作成した地図(CD-ROMを除く。)は、調査研究目的であれば、全部複写可。
写真	個々の写真の半分まで(1ページ以下の写真は複写不可)。 ただし、その写真が昭和32年以前発行の場合には、全部複写可。
絵画	個々の絵画の半分まで(1ページ以下の絵画は複写不可)。
楽譜・歌詞	個々の楽譜・歌詞の半分まで(1ページ以下の楽譜・歌詞は複写不可)。

○ 3-2. 雑誌や新聞を複写できる範囲

「発行後相当期間を経過した」雑誌・新聞等に掲載された個々の論文・地図・写真・絵画・楽譜等の著作物については、その全部を複写できます。

同一号に掲載された論文等が複数にわたる場合は、**その号の半分まで**複写することができます。ただし、論文等の1つの著作物だけで1号の半分以上を超える場合には、その著作物の全部を複写することができます。

また、「発行後相当期間を経過」していない最新号については、複写できません。

この「発行後相当期間」について、当館では次号が発行されるまでの期間としていますが、具体的には刊行頻度に応じて以下の例のように取り扱っています。

- 週刊誌 → 1週間が経過するまで
- 月刊誌 → 1か月間が経過するまで
- 季刊・年刊の雑誌など → 3か月間が経過するまで
- 新聞(日刊) → 当該日が経過するまで

国立国会図書館
(<http://www.ndl.go.jp/jp/service/copy/copyright.html#lw3>)

引用

自分の著作物に、引用の目的上正当な範囲内で、他人の公表された著作物を引用して利用することができる(第32条)。

引用の要件

- ①公表された著作物であること
- ②引用目的:報道、批評、研究等正当な目的
- ③明瞭区分性:カギ括弧で括るなど
- ④主従関係:自己の著作物が主、他人の著作物が従
- ⑤必然性、最低限度:引用する合理的必要性
- ⑥公正な慣行・正当な範囲:著作物の性質、利用態様、利用目的、利用分量等

図表 10-4：営利を目的としない上演等 (38条)

項	要件	対象著作物	対象利用行為	補償金支払義務	例
1項	①非営利目的 ②無料 ③無報酬	公表された著作物	上演・演奏・上映・口述	なし	学芸会・学園祭での上演・演奏
2項	①非営利目的 ②無料	放送される著作物	有線放送・自動公衆送信	なし	難視聴地域への同時再送信
3項	(前段) ①非営利目的 ②無料 ----- (後段) 家庭用受信装置の使用	放送される著作物・有線放送される著作物	公衆伝達	なし	(前段) 巨大プロジェクターへの投影 ----- (後段) 料理店・理髪店でのテレビ視聴
4項	①非営利目的 ②無料	公表された著作物 (映画以外)	貸与	なし	図書館での本の貸出
5項	①政令指定施設(主体) ②無料	公表された著作物 (映画)	頒布(貸与)	あり	図書館での DVD の視聴

保護期間

著作物の種類	保護期間
実名(周知の変名を含む)の著作物(第51条)	生存中＋死後50年
無名・変名の著作物(第52条)	公表後50年 (死後50年経過が明らかであれば、そのときまで)
団体名義の著作物(第53条)	公表後50年 (創作後50年以内に公表されなければ、創作後50年)
映画の著作物(第54条)	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなければ、創作後70年)

※暦年主義: 創作、公表、死亡した日の翌年の1月1日から起算

違反した場合

民事上の請求(第112条以下)

- 侵害行為の差止請求
- 損害賠償の請求
- 不当利得の返還請求
- 名誉回復などの措置の請求(第115条)

刑事罰(第119条以下)

- 著作権侵害については、10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
- 著作者人格権侵害などについては、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- 被害者が告訴しなければ処罰されない(親告罪・第123条)。
- 法人などが著作権等(著作者人格権を除く)を侵害した場合は、3億円以下の罰金(第124条1項1号)

*違法DLの罰則は2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

2 著作権に関する 個別問題・トピック

図書館と著作権

Q1どのような図書館でも権利者に無断で複写サービスができるのでしょうか？

Q2コイン式複写機を用いて複写サービスを行うことに問題がありますか？

Q3著作権法第30条の「私的使用のための複製」の規定により、図書館内においてもコイン式複写機で全文の複写ができると聞きましたが、そうなのでしょうか？

Q4複写サービスができる「著作物の一部分」とは、どの範囲でしょうか？

Q5定期刊行物に関する「発行後相当期間」とは、どの程度と考えたらいいのでしょうか？

Q6自館にない資料について利用者から複写請求があったので資料を所蔵している他の図書館に文献の複写依頼をして対応したいのですが、よろしいでしょうか？

Q7ビデオソフトを図書館の外に貸出してもかまいませんか。音楽CDの貸出とは違うのでしょうか？

Q8付録にCD-ROMやDVDが付いている場合がありますが、館外貸出をしてもかまいませんか？

Q9市立の図書館で子どもたちに対してお話し会(朗読サービス)を、また、視覚障害者など障害を持っている市民に録音物の提供などのサービスをしようと考えています。著作権で注意すべきことはありますか？

Q10デジタルカメラや携帯電話を使って資料を撮影する利用者がいますが、図書館としてはどう対応したらいいのでしょうか？

Q11当館では、「図書館だより」に絵本や本の表紙を写真に撮り、毎月新着図書で紹介として載せ、また、その「図書館だより」をそのままホームページにも載せておりますがよろしいでしょうか？

Q12大学図書館では、「機関リポジトリ」を開設して当該大学の研究者の研究成果物を図書館のホームページに登録し、世界に情報発信することが数年前より行われていますが、著作権的に留意すべきことは何ですか？

Q13国立国会図書館の所蔵資料のデジタル化と公共図書館等への送信を可能とする著作権法の改正があったと聞きましたが、どのような内容ですか？

Q12の回答

- 「機関リポジトリ」とは、大学等の機関が設置するインターネット上の電子書庫のことで、当該機関の研究者、学生、職員などその機関を構成している人たちの教育研究に関する著作物(成果物)を収集・蓄積・保存し、かつ、インターネットを通じて無償で学内外へ発信するシステム。
- 複製権と公衆送信権
- 権利が学会や出版社等に帰属(譲渡)されている場合の問題
- 過去の論文をすべて登録することの困難性
- 紀要等の場合は規定を設けることで対処可能



つくばリポジトリのコンテンツの利用について

つくばリポジトリに登録されているコンテンツの著作権は、執筆者、出版社（学協会）などが有します。つくばリポジトリに登録されているコンテンツの利用については、著作権法に規定されている私的利用や引用などの範囲内で行ってください。著作権に規定されている私的利用や引用などの範囲を超える利用を行う場合には、著作権者の許諾を得てください。ただし、著作権者から著作権等管理事業者（学術著作権協会、出版者著作権管理機構など）に権利委託されているコンテンツの利用手続については、各著作権等管理事業者に確認してください。

WEKO

検索欄: 語 (検索) | 詳細検索 | 全文検索 | キーワード検索

- Language: 日本語
- インデックスツリー: 0 コンテンツタイプ別 (Content type), 筑波大学 (University of Tsukuba), 人文社会系 (Faculty of Humanities), ビジネスサイエンス系 (Faculty of Business Science), 数理物質系 (Faculty of Pure and Applied Science), システム情報系 (Faculty of Engineering), 生命環境系 (Faculty of Life and Environmental Science), 人間系 (Faculty of Human Science), 体育系 (Faculty of Health and Sport Science), 芸術系 (Faculty of Art and Design), 医学医療系 (Faculty of Medicine), 図書館情報メディア系 (Faculty of Library, Information and Media Science), 研究科 (Graduate School), 国際統合睡眠医学科学研究機構 (International Collaborative Research Center for Sleep and Circadian Rhythms), 計算科学研究センター (Center for Computational Science), 生命領域学際研究センター (Life Science Interdisciplinary Research Center), 附属図書館 (Library), Asia-Pacific Conference on Librarianship and Documental Science, SCPJ プロジェクト (SCPJ Project), つくば3Eフォーラム (Tsukuba 3E Forum), 筑波大学出版会 (University of Tsukuba Press)

アイテムリスト 1 - 7 of 7 items

図書館情報メディア系 (Faculty of Library, Information and Media Science) > 図書館情報メディア系リサーチグループ > LIS Archives

チェックしたアイテムをExport 実行 表示順 ID (昇順) 表示数 20

- 「21世紀図書館情報専門職養成研究基盤アーカイブ」プロジェクトについて
- 吉田 右子 (2015-07) pdf
- Research Infrastructure Archives: Education and Training of 21st Century Library and Information Professionals
- Yoshida Yuko (2015-07) pdf
- 21世紀図書館情報専門職養成研究基盤アーカイブ 概要目録
- 大原 司, 望月 有希子 (2015-03)

お知らせ

「筑波大学オープンアクセス方針」を採択しました
学内の教育研究成果を網羅的に収集し、本学認知度の向上をはかり、社会的貢献及び学術研究の発展に寄与するものとして、筑波大学オープンアクセス方針を採択しました。
この方針により、本学における研究成果は「筑波大学学術機関リポジトリ」への登録によって公開されます。

筑波大学オープンアクセス方針

リポジトリ出張説明会(2016年10月～)
つくばリポジトリに興味はある、けど図書館で開催される説明会には時間が合わず参加できない……。そんな教職員の皆さんのために、出張説明会を開催します。
日程・会場・対象人数はご希望に合わせて調整しますのでご相談ください。
→詳しくはこちら (PDF)

アクセス統計メールについて
リポジトリのコンテンツアクセス数、ダウンロード数について「利用統計レポート」という件名で統計メールをお送りしています。もし統計メールをご不要の方は受け取ったメールの件名に「ダウンロード件数メール不要」と入れて返信してください。統計メール送信を停止します。
ご不明の点は voice@tulips.tsukuba.ac.jpまでご連絡ください。

Counter
1111111111

Online status
オンラインユーザー ▶ 225人

オープン・サイエンス

- 公的資金に基づく研究成果の公開
- 論点
 - － 著作権法上問題のある著作物を公開した場合の責任
 - 出典さえ示せばOKというものではない。
 - － 著作物を公開した後の取扱い
 - 著作者がどこまで許諾するのか
 - 学会や出版社に権利が帰属している場合は？
 - 外国語論文の場合は？
 - 過去の論文は？

Table 1. Authors' copyright of articles and supplementary materials and self-archives policy by societies and publishers.

理工系分野での代表的な出版社，学会ごとの方針

出版社・学会	著作権/購読誌		著作権/OA 誌		機関リポジトリでのセルフアーカイブ
	論文	補足資料	論文	補足資料 (特にデータ利用)	
IOP	出版者	出版者	出版者	出版者	free to self-archive
AIP	出版者	著者	著者	著者	free to self-archive
APS	出版者	出版者	出版者	出版者	free to self-archive
RSC	著者	著者	著者	著者	free to self-archive (after 12 months for non-CCBY articles)
ACS	出版者	出版者 and 著者	出版者	出版者 and 著者	
NPG	著者 (except for commissioned works)	著者 (except for commissioned works)	著者 (except for commissioned works)	著者 (except for commissioned works)	free to self-archive
Springer	出版者	出版者	著者	著者	free to self-archive
Elsevier	出版者	出版者	著者	著者	free to self-archive
Taylor & Francis	著者 or 出版者	著者 or 出版者	著者 or 出版者	著者 or 出版者	free to self-archive
Wiley	出版者	著者 (?)	著者	著者	free to self-archive
日本化学会	出版者	出版者	出版者	出版者	
日本物理学会	出版者	出版者	—	—	self-archive with permission
応用物理学会	著者の財産権 Economic Rights は全て学会所有	出版者	著者の予定	著者の予定	self-archive with permission

表面科学領域の主要ジャーナルの方針

Appl Surf Sci	出版者	出版者	著者	著者	free to self-archive
Surf Sci	出版者	出版者	著者	著者	free to self-archive
J Phys Chem C	出版者	出版者 and 著者	出版者	出版者 and 著者	
Nano Lett	出版者	出版者 and 著者	出版者	出版者 and 著者	
Phys Rev B	出版者	出版者	出版者	出版者	free to self-archive
Phys Rev Lett	出版者	出版者	出版者	出版者	free to self-archive

2016.1 月現在の各社・学会・ジャーナルホームページ調べ

契約による処理

- 著作権(財産権)の全部譲渡又は一部譲渡
→自分の著作ではあるが許諾を得なければならない。
- 著作物の利用許諾(財産権について)
→著作者に著作権が残る。
- 著作者人格権は不行使特約
→著作者にしか権利はない。

- 外国雑誌の場合はジャーナルの規定に従う。
- 査読終了後の掲載予定原稿ファイルをリポジトリに載せる(自己のウェブサイトにも載せるケースも)。

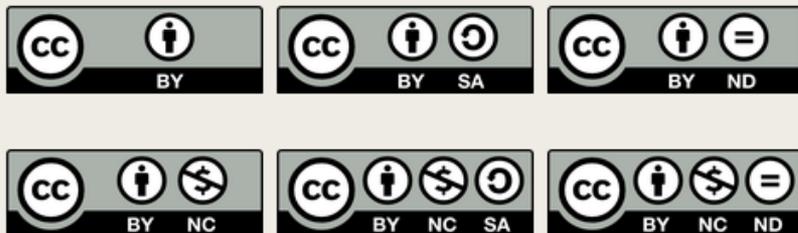


クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは

クリエイティブ・コモンズは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CCライセンス)を提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称です。

CCライセンスとはインターネット時代のための新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツールです。

CCライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどをすることができます。(→[CCライセンスの種類](#))



これらのマークが表示されていることが、著作物にCCライセンスが付けられていることを示す目印です(クリックすれば利用の条件が書かれたページにジャンプします。)



作品検索



ライセンスを付与

@cc_jpさんのツイート



CreativeCommonsJap...
@cc_jp

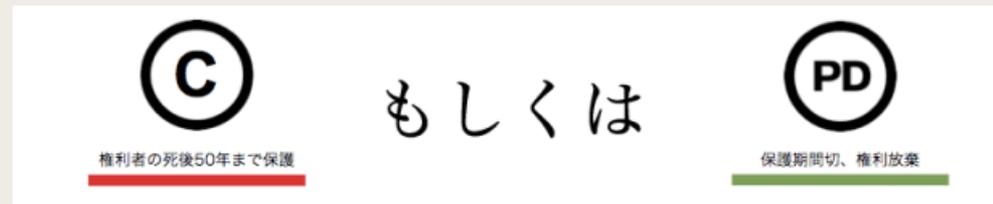
CCJP理事のドミニク・チェン、水野佑とフェローの生具直人さんが登壇したイベントのレポートが公開されました。→法と制度の観点から—日本的ウェルビーイングの可能性 vol.2 [a-m-u.jp/report/201703_...](#)



法と制度の観点...
イベント化・再演を...
a-m-u.jp

“Some Rights Reserved” — 作品を共有する

図のように、すべての作品は、著作権で守られているものと、そうでないものの、ふたつに分けられます。



左側はいわゆる「**All rights reserved**」、著作権がある状態を表します。右側はパブリックドメインなどといわれる、保護期間が終了したり、権利が放棄されている状態です。

ではCCライセンスはどうでしょうか。



表示

作品のクレジットを表示すること



非営利

営利目的での利用をしないこと



改変禁止

元の作品を改変しないこと



継承

元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開すること

(<https://creativecommons.jp/licenses/>)

3 プライバシー・個人情報保護

個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ

民間分野

ガイドライン

(通則編・外国第三者提供編・確認記録義務編・匿名加工情報編)
(*2)

個人情報保護法 (*1)

(4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)
(対象：民間事業者)

個人情報保護法 (*1)

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

公的分野

行政機関
個人情報
保護法
(*3)

(対象：
国の行政機関)

独立行政法人
個人情報
保護法
(*4)

(対象：
独立行政法人等)

個人情報
保護条例
(*5)

(対象：
地方公共団体等)

(*1) 個人情報の保護に関する法律

(*2) 金融関連分野・医療関連分野・情報通信関連分野等においては、別途のガイドライン等がある。

(*3) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(*4) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

(*5) 個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。

プライバシー(私法上の権利)

- 基本的には不法行為(民法第709条)で保護
- 人格権に基づく差止請求もOK

私的領域

私的情報

自己決定

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に義務を課す法律

*保護範囲、守り方に違いがある。

図書館の自由に関する宣言(1979年)

第2 図書館は資料提供の自由を有する

- 1 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

資料提供の自由が問題になる事例

- 山口県の徳山工業高等専門学校女子学生殺害事件の犯人と推測される男子学生(自殺)の実名報道の是非:2006年
- 元厚生省事務次官連続襲撃事件の際に用いられた職員録:2008年
- 学校図書3000冊転売事件:2013年～2014年
- アンネの日記事件:2013年
- 神戸連続殺傷事件の犯人である少年Aの手記に関する公表の是非:2015年

図書館の自由に関する宣言

第3 図書館は利用者の秘密を守る

- 1 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
- 2 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
- 3 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

指定管理者制度

- 普通地方公共団体は、**公の施設**の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、**法人その他の団体**であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（**指定管理者**）に、当該公の施設の管理を行わせることができる（地方自治法第244条の2第3項）
 - 図書館の管理を民間業者が請け負える
 - 指定には、地方議会の議決が必要（同条第4項）

TSUTAYA図書館で指摘される問題点

- 図書貸出機能付Tカードによる個人情報への利用
- 日本十進分類法(NDC)ではない独自分類の採用
- 「不適切図書」の選書により市議が介入

TSUTAYAと個人情報問題

- 2012年5月：佐賀県武雄市がカルチュア・コンビニエンス・クラブ(CCC)を指定管理者に
- 当初はTカードのみを利用する予定であったが、図書利用カードとの選択制にした。
 - Tカードのみとすると、利用規約に縛られてしまい、貸出履歴などの機微な情報が多数の加盟企業に共同利用されてしまうから(批判を受けて選択制に)
- 2014年11月：規約改定
 - 「共同利用」から「オプトアウトに」
- 2015年12月：武雄市図書館利用カードの一斉作成

貸出履歴＝思想信条に関わる情報

Tカード利用によるポイント付与

図書カード 機能比較表	Tカードを利用する   (新しく作る方) (すでにお持ちの方)	図書利用カードを利用する 
① 図書貸出有効期限	発行日より3年	発行日より3年
② Tポイント (図書館での貸出)	自動貸出機ご利用の方は1日1回3ポイント	-
③ Tポイント (有料レンタル・物販)	200円につき1ポイント	-
④ 有料レンタル機能	付与可能です ※ご自身で選択できます。有料レンタルの有効期限は入会より1年間です。	-
⑤ Tポイント有効期限	ポイント利用日から1年間(自動更新)	-

(<https://www.epochal.city.takeo.lg.jp/winj/guide/faqjsp#cardtype>)

図書館での無料貸出についても、自動貸出機を使う人にはポイントが付与される。

2016年4月

2016.04.01

✎ ジャーナリズム

Tカード、ツタヤ図書館利用し会員拡大&個人情報収集…加盟店には多額負担強制の実態

文=日向咲嗣/ジャーナリスト

【この記事のキーワード】 Tカード, カルチュア・コンビニエンス・クラブ, ツタヤ図書館, 個人情報

ツイート 435

T-POINT / T-CARD



「Tサイト」より

図書館の運営に際して、税金から運営委託費をもらっている一民間企業が、さらに自社の私的なポイントサービス会員の拡大を図ることは、果たして適切な行為といえるのだろうか。

(http://biz-journal.jp/2016/04/post_14510.html)

図書館と個人情報保護法①

国の機関	国立国会図書館	適用なし(三権分立)
	行政機関内 支部図書館	
	裁判所内図書館	
	行政機関 本庁図書館	行政機関個人情報保護法
公共図書館	公立図書館	自治体の条例
	私立図書館	個人情報保護法
大学図書館	国立大学附属図書館	独立行政法人等個人情報保護法
	私立大学図書館	個人情報保護法

図書館と個人情報保護法②

学校図書館

国立高専機構	独立行政法人等個人情報保護法
公立学校	自治体の条例
私立学校	個人情報保護法
専門図書館	個人情報保護法
地方議会図書室	自治体の条例

個人情報保護制度の全般的ルール

- 利用目的の特定
- 目的外利用の制限
- 適正な取得
- 利用目的の通知・公表等
- 安全保護措置
- 第三者提供の制限
- 開示、訂正、利用停止等

*適用法令が異なるため、上記は全般的なルールです。

個人情報保護法の改正のポイント

個人情報の定義の明確化

- ・個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当）
- ・要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備

適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

個人情報の保護を強化

- ・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設

個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

個人情報の取扱いのグローバル化

- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

その他改正事項

- ・本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化
- ・利用目的の変更を可能とする規定の整備
- ・取り扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

改正法による監督権限の一元化(2017年5月30日)

個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission
法人番号：4000012010025

> 本文へ > サイトマップ

文字サイズ変更 **標準** 大きめ

ENGLISH

検索

ホーム | 委員会の概要 | 個人情報保護法について | マイナンバーについて | 委員会の活動 | お知らせ | お問い合わせ・申請

個人情報保護委員会とは？

個人情報保護委員会は、平成28年1月1日に、特定個人情報保護委員会を改組して発足しました。

個人情報保護委員会は、特定個人情報保護委員会が担ってきたマイナンバー（個人番号）の適正な取扱いの確保を図るための業務を全部引き継ぐとともに、新たに個人情報保護法を所管し、個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いの確保に関する業務を行います。



個人情報保護委員会とは

個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や制度一般に関する疑問や専門的な質問にお答えしたり、個人情報の取扱いに関する苦情をお受けするため、電話による相談窓口を設置しています。

電話番号 03-6457-9849

マイナンバー苦情あつせん相談窓口

マイナンバー（個人番号）の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせんを行うため、電話による苦情あつせん窓口を設置しています。

電話番号 03-6457-9585

- ホーム
- 委員会の概要
 - 個人情報保護委員会について
 - 委員長・委員紹介
 - 広報
 - キッズページ
- 個人情報保護法について
 - 法令・ガイドライン等
 - 漏えい等の対応（個人情報）
 - 中小企業サポートページ（個人情報保護法）
 - 認定個人情報保護団体
 - 匿名加工情報・非識別加工情報
 - 国際関係
 - 参考資料・説明会等
 - FAQ・お問合せ
- マイナンバーについて
 - 関係法令一覧
 - ガイドライン
 - 監視・監督
 - マイナンバーヒヤリハットコーナー
 - 中小企業サポートページ（マイナンバー）

主務大臣のガイドラインは廃止

(<https://www.ppc.go.jp/>)

改正法の影響：要配慮個人情報



「要配慮個人情報」の「取得」に当たって守るべきこと

- 「要配慮個人情報」を取得する場合は、あらかじめ本人の同意が必要。
(利用目的の「特定」「通知又は公表」も必要)

(※) なお、法令に基づいて取得する場合等は同意は不要です。

また、本人から直接書面や口頭で取得する場合は、同意があったものとみなされるため、あらためて同意をとる必要はありません。



「要配慮個人情報」とは？

- ✓ 不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、法律・政令に定められた情報。
- ✓ 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等の他、身体障害等の障害があることや、健康診断結果等も該当します。

要配慮個人情報を取得する場合

- レファレンス窓口において、本人が自らの病気に関する資料の調査を相談する場合：OK
- 館内で迷惑行為に及ぶ人物について、知的障害があるといった情報を記録する場合：NG
- 図書館来訪者の人種や利用者の思想・心情などを積極的に知得する行為：NG
- 貸出履歴や資料の検索履歴の分析によって、事後的に要配慮個人情報が明らかになった場合：OK(「取得」ではない)

図書館の自由に関する宣言：第1 資料収集の自由

2 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

- 明らかに要配慮個人情報に該当するものは選書時に注意を要するが、要配慮個人情報は限定列挙であるため、過剰反応しないことが重要。
- 全面施行前に既に取得した図書を廃棄する必要もない。

情報漏えい対策

1. 個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。
(第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。)
2. 個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース等不正提供罪」として処罰の対象とする。

個人情報保護委員会事務局「個人情報保護法の基本」

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/28_setsumeikai_siryoku.pdf)

1は、学術研究機関が学術研究目的で行う個人情報の取扱いには適用されない。

2は、学術研究機関であっても適用される。



検索

ホーム

委員会の概要

個人情報保護法について

マイナンバーについて

委員会の活動

お知らせ

お問合せ・申請

個人情報保護委員会 > 個人情報保護法について > 漏えい等の対応（個人情報）

□ 漏えい等の対応（個人情報）

事業者の皆様へ

個人情報取扱事業者は、漏えい等事案が発覚した場合は、その事実関係及び再発防止策等について、個人情報保護委員会等に対し、速やかに報告するよう努めることとされております。

※認定個人情報保護団体の対象事業者又は個人情報保護委員会の権限が事業所管大臣に委任されている分野における個人情報取扱事業者については、報告先が個人情報保護委員会ではない場合もありますのでご注意ください。（→報告先の概要はこちら。（PDF：103KB） 報告先の詳細については、③及び④をご参照ください。）

- 漏えい等の事案が発生した場合の対応等の概要について（PDF：144KB）
- 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）（PDF：128KB）
- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ & A（抜粋）（PDF：169KB）

(<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/leakAction/>)

個人情報保護法について

■ 法令・ガイドライン等 

■ 漏えい等の対応（個人情報）

■ 中小企業サポートページ（個人情報保護法）

■ 認定個人情報保護団体

■ 匿名加工情報・非識別加工情報

■ 国際関係

■ 参考資料・説明会等 

■ F A Q ・ お問合せ 